

平成 27 年 12 月 16 日

通知カードに係る大阪市天王寺区における事案について（コメント）

総務大臣 高市 早苗

大阪市天王寺区において発生した事案は、通知カードの作成に当たり、大阪市が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に持ち込んだ媒体に、1,977 名分のデータが含まれていないという、事務処理誤りを原因とするものである。

事後チェックを行っていれば防ぐことができた事務処理誤りであり、猛省を促したい。

大阪市に対しては、できるだけ早く通知カードをお届けできるよう、関係者間での調整を急ぐとともに、対象となった皆様に迅速にご連絡し、謝罪を行い、無償で個人番号入りの住民票の写しを交付するなど、事務処理誤りの影響を最小限にするよう、丁寧な対応を行うことを指示した。

なお、今回の事案については、大阪市の事務処理誤りにより、J-LIS 及び国立印刷局へ必要な情報の送付がなされていなかったもので、通知カードの配達計画の件数の中には含まれていないものである。